

小金井市議会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成24年10月9日

小金井市議会議長 野見山 修 吉

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日 時 平成24年10月16日（火）午前10時00分
- 2 場 所 小金井市議会議場（小金井市役所本庁舎4階）
- 3 案件名 小金井市職員に支給する諸手当を一括して適正化する条例
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者
- 5 意見を述べる時間 1人15分以内
- 6 傍 聴 傍聴席は30席。傍聴者が30人を超えた場合は別室（小金井市役所本庁舎3階第一会議室）で音声放送を行う。

平成24年第3回小金井市議会臨時会会議日割表

平成24年10月9日（火）

月 日	曜日	会 議 別	審 議 内 容
10月 9日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 議案の説明、質疑、委員会付託又は討論・採決 ・ 請求代表者の意見陳述について
10月10日	水	休 会	
10月11日	木	休 会	
10月12日	金	休 会	
10月13日	土	休 会	
10月14日	日	休 会	
10月15日	月	休 会	
10月16日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求代表者の意見陳述 ・ 議案の説明、質疑、委員会付託又は討論・採決